

茨城工業高等専門学校地域連携センター規則

〔 令和6年3月27日 〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規則は、茨城工業高等専門学校学則第11条に規定する内部組織として設置する、地域連携センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、茨城工業高等専門学校の教育研究資源及びその成果を活用し、地域社会及び地域産業界との連携を図る際の拠点として機能することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 社会連携及び産学連携に関すること。
- (2) その他、地域連携に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 社会連携部門長
- (4) 産学連携部門長
- (5) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項各号に掲げる職員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター長等)

第6条 センター長は、副校長（地域連携）をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理し、副センター長は、センター長を補佐する。

(部門)

第7条 センターに、センターの業務を遂行するため、次の部門を置くものとする。

- (1) 社会連携部門
- (2) 産学連携部門

(部門の業務)

第8条 各部門の業務は以下のとおりとする。

- (1) 社会連携部門の業務
 - ア 自治体等との連携に関すること。
 - イ 教育委員会や商工会議所等との地域と一体化した教育連携に関すること。

ウ 自治体等との連絡窓口としての連絡、調整に関する事。

エ その他センターの目的達成に必要な業務に関する事。

(2) 産学連携部門の業務

ア 学外との学術交流の推進に関する事。

イ 研究彙報の企画及び編集刊行に関する事。

ウ 発明等の帰属に関する事。

エ 地域産業界等との情報交換及び学術情報の提供に関する事。

オ 地域産業界等との共同研究及び受託研究に関する事。

カ 地域産業界に対する技術相談及び技術協力に関する事。

キ 計測・分析機器等の共同利用設備の管理及び整備計画に関する事。

ク 学生、研究生等への技術教育に関する事。

ケ その他センターの目的達成に必要な業務に関する事。

(委員会)

第9条 センターの円滑な運営を図るため、研究推進委員会を置く。

2 研究推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第10条 センターに関する事務は、総務課及び学生課において処理する。

(その他)

第11条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校地域連携統括本部規則（令和5年2月14日制定）、茨城工業高等専門学校社会連携センター規則（令和5年2月14日制定）及び茨城工業高等専門学校産学連携センター規則（平成13年6月21日制定）は、廃止する。